

第18回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年1月26日（木）18時30分から20時35分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 26人（欠席者3人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、小林義明（会長）、小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、清水八千代、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、野納敏展、山添登、山本益雄、和田純男、浜三昭（副会長）、内藤和男、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、高畑智一、長岡博之
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、飯泉研、和田良英、飯高秀男
J F E エンジニアリング株式会社
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 5 傍聴者 2人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 第17回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
 - (2) 第4回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学について
- 3 協議事項
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
- 4 その他
 - (1) その他報告
 - ・新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
 - ・第2回新ごみ処理施設建設工事現場見学会について
 - (2) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第17回ふじみ衛生組合地元協議会議事録（要旨）

【資料2】 第4回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学行程表

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）

【資料4】 別表

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局：【配付資料の確認】

2 報告事項

（1）第17回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長： 本日は26名の委員のご出席をいただいております、会議は成立いたします。

説明のため、パシフィックコンサルタンツとJFEエンジニアリング株式会社に出席をいただいております。

報告事項（1）第17回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について。

（「異議なし」の声あり）

会長： 事務局から会議録の公開をお願いいたします。

（2）第4回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学について

事務局： 資料2をごらんいただきたいと思います。

第4回ふじみ衛生組合地元協議会施設見学行程表でございます。前回ご案内をさせていただきました多摩ニュータウン環境組合と三鷹市環境センターの見学行程表でございます。日程は、平成24年2月23日ということで、前回決定しておりますが、それについての行程でございます。午前9時にふじみ衛生組合のほうにご集合いただきまして、9時10分には出発したいと考えております。午前中10時10分の到着予定、多摩ニュータウン環境組合のほうを見学させていただくということで、相手方をお願いしております。午後になりますが、1時半に三鷹市環境センターのほうに寄らせていただき

見学をする。そして、午後3時にはふじみのほうへ戻り、解散するという行程でございます。

3 協議事項

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
会 長 : ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について。この進め方について、事務局より提案があるようですので、b副会長よりお願いいたします。

b副会長: 事務局を代表しまして、私のほうから今後の会議の進め方につきまして、提案させていただきたいと存じます。きょう、席上に配付させていただきました今後のスケジュール（案）というもので、下に表が載っているものをお開きいただきたいと思います。進め方につきまして、そこにありますように、まず1番、協定書の各章ごと、月1回程度のペースで、委員の皆様のご意見を伺い、課題点を整理する。2番、最終章までご意見を伺った上で、課題の残った部分について、数回にわたり総括的に協議をする。3点としまして、試運転までに協定を締結するという提案内容でございます。なお、前回の会議でご承認いただきました協議会の開催日程案にその内容を落とし込みますと、その下のような形になるかと思いますが、まず今回、第2章、それから、次回第3章、次々回が第4章という形で、委員の皆様から出されますご提案、ご意見について、課題として取りまとめてまいります。課題として残った部分につきましては、当然、それぞれ関連する課題もございますので、数回にわたりまして総括的に協議を重ね、試運転までに協定書の締結をお願いしたいというものでございます。

なお、ここでおわびを申しねばならないのですが、前回の会議でご意見をいただき、課題として残っておりました第1章の第2条の3、情報公開、ごみ処理計画部分については、前回課題が出されております。また、第3条の2、ごみ処理相互支援の部分につきましても、前回委員の皆様から課題点という形で出ております。この2点につきましては、1章の中でまだ課題点として残っている部分なのですが、この件につきまして、私ども検討しました結果、他の団体あるいは組織市との調整に若干時間がかかっております。文案の調整ができておりません。この2つの条文につきましても、第1章における検討を要する課題点として整理させていただき、総括的な課題点の中で引き続

き協議させていただきたいと存じます。

改めまして、今回の進め方の提案につきましては、課題点を全体に把握することができるために、相互に関連する課題につきましても、全体を見ながら総括的に協議が進められるものと思っております。この進め方につきまして、ぜひご承認いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

E 委員： 当初この協議会を始めたときのやり方と変わりますね。

b 副会長： そういうご提案でございます。

E 委員： 今までは1つずつ片づけていこうという形で進めてきた。それを今、途中まで来ていてやり方を変える必要はないのではないか。要するに、問題点だけ出しておいて、先に行って、全部あとで協議しますよという形ですが、今までは1つずつやっていたということでも18回もやってきたと思います。なぜ変えなければいけないのか。私は、今ここまで来ているのですから、もちろん全部ここで決めるわけにいかないんで、後で決めなければいけない問題もあるが、今までどおりやるべきじゃないかなと思う。

b 副会長： 今までは1条ごとにということで、そこで完結していくという方式を進めてまいったところでございますが、今回、やはり1条ごとやっていく場合につきましては、その部分のところはどうしても目が行ってしまいますので、その点について完結するまでの間に行ったり来たりということ、そういったことがこれまでもございました。もちろん大事な部分ですから、そういうことは必要ではございます。ただ、私どもが今、提案させていただきましたのは、それぞれの条文の中で幾つか課題点が出る条文もあろうかとは思いますが、そういうものを全体的にまず、皆様のご意見を伺って把握して、このところで課題点がこういうところにあるということをごきちん踏まえた上で、それぞれの課題点を総括的な目で、全体を見ながら協議を進める。特に問題となるところが幾つか絞られてくると思います。もちろんそういうところを中心に徹底的に協議をする。回数については当然、必要であれば追加して協議すると、そのような形でさせていただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

E 委員： やり方を変えなければいけない理由として、要するに時間がかかり過ぎるのでは困るということが1つあるかもしれませんが、当初、議論しましたよね。議事録にあるかどうかわかりませんが、この協定書の提案と、それと同じように住民サイドからの案も出ているわけです。そういうものを一

緒にやるならいいけれども、事務局の案を一条ごとに協議するというので、全体の住民側から出した提案については、検討しないで来たわけです。もし全体をやって、それでさかのぼって問題点を整理してやるというのであれば、住民側から出した協定書の案も並列にこの場に出して議論してやるべきだと思う。そうでなくて、事務局案を1条ずつやるからということで住民側から出したものについては、あえてこういう席上に出さないでやってきたわけです。さかのぼって全体を議論するのであれば、対案があるんだから、それも並行して議論すべきだと思う。

b 副会長： 今、そういうE委員からのご意見は、もちろんそのような意見があるということは存じております。それで私どもは、やはり先ほど言いましたように、この協定書について試運転まできちんとまとめていきたいということが正直なところ、それが一番大きな目標でございます。そういう中で、従来のやり方ももちろん一つ一つ解決していくということもよろしいかとは思いますが、その1条1条について、非常に大きな課題がある場合にはその都度行ったり来たりをせざるを得ないという部分がどうしても出てきてしまいます。やはりそれぞれ課題を出していただいた中で全体、この課題とこの課題というのが見えてきて、その全体の中でこことここが大切だということが非常によくわかりますので、そういう中でその部分について徹底的に議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。そうすることによりまして、皆様方に案をお示しする部分も当然あるかと思っておりますけれども、それについてきちんと協議を重ねていただきたいということでございます。確かに対案という形はありますけれども、それはあくまで対案、それぞれのところの地元の委員の方から出された1つの案ということでございますので、それにつきましては基本的にはこのたたき台を基本として議論を進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

B 委員： なぜ変えるのかというのは私も疑問に思うんです。今までのように逐条ごとにいろいろな問題をお互いに意見交換しながら、知らなかったこともそこで気がつくわけです。全体的に一本にやられたら、後戻りがだめだと言われると、例えば、広域の応援の問題でもふじみから出る情報というのは、我々限られているわけです。それでも具体的にいえば武蔵野と三鷹とそれぞれの今までの応援の体制ができています。そういう情報は逐条をやっているときに初めてわかるんです。そういうこともふじみのほうから出してくる情報が

我々に十分とは言えないです。だから、今までのように逐条ごとに、あれもこれもと各委員の意見が出てきて、そういうことか、それならばこういうことはやらなければいかんという意見も出てくると思うんです。

E委員のおっしゃるように今までどおりでいいんじゃないかと私は思います。

F 委員： お二人の委員の方と同じ疑問があります。まず、その疑問を言う前に、先ほど議事録について、間違いないということで承認したわけです。そうしますと、いわゆる相互支援のところについては、前回の会議で文言についてかなり時間を使って議論されたと思うんです。私も再三質問しましたが、要するにもう少し明確にしましょうということを行いました。それでこの議事録において内容を承認しました。内容を見てください。私のほうから何カ所かについて、a副会長のほうに問いただしているんですよね。そのような趣旨をとらえて、案を考えてくると、前回のお話だったと思うんです。

それが今回、たたき台で何も変わっていないということは、変わっていないえに、先ほど来から出ているようにまとめてやりましょう。1章1章いって、課題は棚に置き、後で棚から引き出して総合的にやりましょうということであれば、基本のところはきちんと整理できないで何で前に進めるんですか。後でこの棚がいっぱいになって時間がなくなったらどうするんですか。問題は今までどおりきちんとしかるべき解決していく方向を見いだしておいて、だから次のステップに進めるんじゃないですか。全然問いに対して答えになっていないと私は思うんです。この議事録を先ほど承認したんですから、この議事録にのっとして進めてください。

b副会長： 議事録については、そこに書いてあるとおおり、私どもがそこについては調整をするということで約束をしている部分でございます。それはそのとおりでございます。そういう関係で先ほど申し上げましたように、他の団体等のかかわり合いがございますので、もう少し時間をいただきたいということでございます。それで当然、それについては課題点として残させていただく。これは議事録に書いてあるとおおりでございますので、そのような形で進めさせていただきますと思います。

それで、今後の進め方としまして、これは再度のお願いになりますけれども、今のようなご意見も確かにちょうだいしているところで、今までどおりでいいのではないかと意見もありますけれども、やはり私どもとすれば、

そういう形でこの情報についても別にまとめてやるということではなくて、説明等は逐条として当然行っていきますので、そういう中でこういう課題点がありますよということをきちんとそれぞれ皆さんからご提案、ご意見をいただきたいと存じます。そういうものをきちんと整理をさせていただいて、しっかり総括的な協議の場でやっていくと。議事録は必ず残りますので、議事録に残っている部分については、お約束している部分は当然やっていく形になりますので、その点についてはそのように申し上げさせていただきたいと思います。

F 委員： 1章については、問題が残っているにしても、もう前回のときに議論したスケジュールになってしまうんですね。スケジュールからきょうは第2章からということになるわけですね。問題をすべて残していくのではなくて、1章が解決していないのであれば、1章にかかわることは2章にひっかかってくる。これは場合によっては1章の問題が解決しなかったら、2章の問題は解決できない可能性だってあるわけです。1章が解決すれば、関連事項として2章のところで無駄な時間をつぶさなくてもいいのかもしれない。かえってそのほうが急がば回れで、1章の問題をきちんと片づけて、それでそのステップを受けた上で2章をやっていく。それで2章が問題だったら、そこは時間を費やしてきちんと固めてそれで3章に行くというならわかるけれども、それぞれみんな問題を抱えながらずっと後ろまで行って、また先に戻るんですか。そのほうが問題解決しないで、よほど私は時間がかかると思いますよ。従来どおり、私はやるべきだと思います。

M 委員： 最初から議論に加わっていないのでよくわからないんですけども、今おっしゃったように、後ろのほうにも関連するものが出てくる可能性があるということでしたら、とりあえず後ろまで全部行って、関連するものは関連するものでまとめて解決するという方法もあるんじゃないかと思うのですけれども。後で最初のものにひっかかっていたら、ずっとひっかかってしまうわけで、後ろで関連するものが出てくる可能性があるのだから、後ろまでまず流して、同じような項目が出てきたら、1つそこでまとめて解決すれば一気に済むわけですね。そういう解決方法は考えられないのでしょうか。

E 委員： それはね、最初からにそうすればよかったのに、それを途中で変えるから。

M 委員： でも、そのほうがいとわかったら、別に固執しないでいい方法を今からとっていいんじゃないでしょうか。もう少し頭をやわらかくして。

F 委員： しつこいようですけどね、最初に質問された質問に対しての答えが答えじゃないから、次から次に質問が出るんですよ。最初の委員の質問に対してこうこういう理由で、議事の進め方について変えたいとみんなが納得すれば私は質問しません。2番目もそうだし、私も同じような観点で疑問に感じるんです。話しの理屈の上で後でまとめてやればいい、そんなこと私だってわかっていますよ。なぜ問題がね、前回何十分か使って議論した一番肝心なところの問題を方向づけにしないで、それもそのときに次に問題を解決するために何か案を考えますと言っておきながら、それを何もしないで明確な方向性を見いだせないままで、次にいきますと、だからこだわっているんです。

よく考えてください、皆さん、どう考えてもやっぱり何となくすっきりいかないですよ、この進め方は。

b 副会長： 私どもとすれば、この協定のものをまず進めたいという形が基本にございます。ですので、そのような形でちょうどここで委員の皆様が改選となった関係がございまして、新たな提案という形でさせていただいたものでございます。それにつきまして、皆様からそれぞれご意見があらうかと今、出ておりますけれども、私ども事務局としてはぜひこの形で進めさせていただければありがたいというふうに考えております。

先ほど問題点が残っている、確かにそのとおりでございます。それについては、私どもは時間の中で必ずそこについては調整をさせていただき、それはお約束をさせていただきます。そういう中で、全体を問題点を把握できる方法でぜひ皆様のご了解をいただければありがたいということでございます。再度のお願いでございますので、よろしく申し上げます。

D 委員： 議事の進め方が問題になっていますが、両論あってそれぞれに一理あると思います。このまま時間をかけるのもいかがなものかと思いましたが、議事の進め方については、会長、副会長に一任するというのでいかがでしょうか。私個人は問題点を絞った上で議論をするのも一理あるという気はします。

そのときに問題になるのは、E委員から指摘がございましたように、住民側も代替案を持っている場合の扱いです。その場合、結論を出す段階で我々住民の意見もまな板にのせるということを確認しておきたいと思います。

そういうことで、第1章でb副会長からご指摘のあった第2条の3、年間ごみ処理計画にかかわる問題ですが、ペンディング扱いですから、事務局の

現行案どおりに決まったわけではない、ということを確認させていただきたい。

私個人の意見は、第2条の3は、2項では情報の公開も約束しているので、このままでいいと思っています。新たな提案として、机上配付されました傍聴者の意見にもありますとおり、地元協議会は、この処理施設に一番身近な住民たちの集まりですので、ごみ処理計画そのものには作成段階から参画したいということです。両市には、それぞれごみ処理基本計画をつくる審議会がありますので、地元協議会からこの審議会へ代表を送り込むことを、幸い両市の部長さんがおられますので、時期等の問題はあるとは思いますが、ぜひ実現していただきたいという提案をします。

会 長 : 正副会長で話し合いの場を持ちたいと思いますので、休憩をさせていただきます。

(休憩)

会 長 : 結論としまして、私どもの出させていただいた提案でやらせていただきたいということでございます。そして、出た課題に関しては、十分に配慮させていただきますということです。

a 副会長 : 皆様、大きく議事の進行が変わりまして戸惑っていらっしゃると思いますが、事務局としては、この問題については会長、副会長に一応ゆだねていただいて議事を進行させていただければと思います。それから、いろいろな問題がやはり考えられると思うのです。この第1章の問題を次にやるのは何月だとなるわけですよ。3カ月、4カ月あいたら何のことだかわからなくなってしまいます。課題が山ほど出てきてどう整理するのだと。よほどきちんと整理していかないと難しいと思うのです。

それで今までフィードバックして行ったり来たりしたというのは、どうしてそうなったのかという原因をきちんと把握しなければいけないと思うんです。私はあえてこの場で申し上げますけれども、やはりふじみ衛生組合、管理者を含めて、こういう現場で議論している人たちの声を信頼させていただいて、ぜひ尊重していただきたい。そういうことを前提に一応、こういう形で議事を進めさせていただけないでしょうか。そういうところが一番根幹になるのではないかと思うのです。そういう信頼がないところで幾ら議論してもなかなかまとまっていかないと。だから、この現場のこの地域の声を信頼していただき、尊重していただくと。そういう前提でこういう方針を今度の2

期目の審議においてはとっていききたい、そういうことでご了承していただければと思います。

F 委員： 先ほどb副会長が新しい委員——私も新しい委員の一人ですけれども——が入ったから、議事のやり方をここでひとつ提案という意味ではこういうふうにしたんだという趣旨の話を先ほどしましたよね。そうすると、そういうことをつけ加えて聞くようなイメージになってしまうわけです。ですから、前回の会議のときに課題のこと、あるいは議論の最中に今後の進め方については委員も新しくなったのでこのようにしたいと思いますと方向づけをその場ですれば、まだ今の話はつながってくるんだけれども、これを協定書をたたき台を前のまま出してくる理由の1つにそれを言うものだから、余計こちらからは考えてしまうのですね。大きく議事の進行の仕方を変えるということに対して、素直に入ってこないのですよ。新しい委員になったのは、前回12月から新しい委員になっているのですから、そのときに事務局のほうから提案すればよかったんですよ。そのことをつけ加えて今、a副会長が正副に任せろという趣旨のお話しでしたので、私はその点を言っておいて、あとは全体の流れに沿おうかなと思います。

会 長： それでは、その方向で進めさせていただきます。

協定書のたたき台の第2章、環境保全対策でございます。生活環境の保全、第5条の第1項。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： それでは、環境保全に関するたたき台をごらんいただきたいと思います。第2章になります。第2章、環境保全対策でございます。まず、第5条の生活環境の保全でございます、1項、2項というふうになってございます。1項のほう、まずこの文を読ませていただきます。

「乙は、可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めるものとする」。

第2項、「乙は、ふじみ衛生組合周辺の生活環境保全対策として、周辺環境と調和した施設の景観に配慮し、できる限りの緑地を確保し、緑化に努めるものとする」ということございまして、これは第2章の環境保全対策に対する総則的なことの内容になってございます。これまでも施設の周辺環境という意味合いでは関連するのかもしれませんが、施設の建物の外見イメージ等、色も含めて説明をしてきたとおりございまして、今後、緑地に関しましては、敷地全体、既存の施設もあわせてこの敷地、2.6ヘクタール、2万

6, 000平米全体の緑地率30%を目指して整備を進めていきたいと考えておまして、これについてはもう緑化計画として以前に説明し、資料等は提供したものでございますが、それに向けて整備を進めてまいりたいと、このようなことで、まず第5条はそのような内容になっております。

A 委員： 2章全体をきょうやるんですか。2章全体だったら、全体について説明してください。

会 長： 一応、課題があればここで聞きするということです。

F 委員： 全部説明してからの、質問ではないですか。

B 委員： さっき事務局のほうから、今までのやつを変えまして、審議の方法を変えますという提案があつていろいろ意見があつたわけですね。それで、前どおりにやるのか、それとも提案の趣旨に従つてやるのか、まだはっきり聞いてないんですがね。教えてください。

b 副会長： 私の説明が不十分だったのかもしれませんが、今回、スケジュールの案からすると、2章の部分について何うということですが、その伺い方としましては、逐条ごとに説明してお伺いするというふうに考えております。

B 委員： 今後の扱いについていろいろ意見があつて、事務局のほうは、今までと変えてやりたいと、そういうご意見だったんですね。いろいろ意見があつて、前どおりでいいんじゃないかと。それで一体どっちをとるんですか。2章だけということになると、それもおかしいですよ。

O 委員： 先ほどから総体論か個別論かへ行ったり来たりしているんですけども、つまり要は、第2章から個別に1項目1項目討議していくということでお進めになるんでしょうか、それとも2章を全部やって、それであと個別的に問題点を提起してもらうか、何かそれが最初から出ておればいいんですけども、急に今度は個別に第5条、問題ありますかと、今度は第6条を説明して問題ありますかという、個別的になってしまうんですね。だから、その辺を進め方としてはっきりして、個別的にやるんなら、個別的に2章はやりますと。それで問題点はその個別的に提案してくださいというふうにスタートすればわかりやすいんですね。それが何か宙ぶらりんになっていて、いきなり説明されるから皆さん戸惑っていると思うんです。2章は個別的にやっていくんですね。

b 副会長： 今、皆さんの意見を聞きますと、2章全体をまず説明をしていただいて、それぞれについて出していただいたほうが、先ほどの趣旨と合致するのでは

ないかと、そういうふうを受けとめました。ここは進め方の問題でございますので、今、皆様のおっしゃったような進め方のほうがよろしければ、それは今、会長、副会長に諮りまして、そのようにさせていただきます。

F 委員： これね、第2章の環境保全対策についての精神は、5条から9条まで入っているわけですね。そこをまず事務局側のほうから、この趣旨なり背景なりを、ストーリーを通すためには第2章の精神を全部やったほうがいいと思うんです。それで意見はどうせ個別的に出てくるんですよ。それは5条と6条にまたがるかもしれないし、7条に飛ぶかもしれないし、そうやって整理して進めばいいんじゃない。事務局のほうがあっちへ行ったり、こっちへ行ったりするもんだからいろいろな質問が出て、また事務局が立ち往生してしまうんだと思うけど、2章をやって、それでみんなから意見を聞いて、あとはまとめて押さえていくという形にやったほうがいいと思います。

J 委員： 事務の進め方として、各章を全部事務局が読み上げて、その都度何条に、何項にご意見があるかとお聞きして進めて行ったほうが、そうすれば事務局側の提案とした進め方になるんじゃないかという気がいたします。

N 委員： 環境保全対策という項目をつくられておりますから、この全体的な5条から9条まで掲げられておりますので、これを逐一事務局で読み上げて、そこの中の問題点はこうですよということを提案していただくと、すごくわかりやすいと思うのです。この包括的に進めるということ为先ほど決めたものですから、包括的に行くためには第2章という形の環境保全対策の趣旨から全条項を読み上げて、それから、問題点はどうだという形をやると進めやすいのではないかと思うのです。

会 長： それでは、2章すべて事務局で説明をして、その後、2章についてご意見を伺うと、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： 2章の第5条は説明をしておりますので、第6条から第9条まで、事務局、説明をお願いいたします。

事務局： それでは、まず、第2章、環境保全対策ということでございまして、第5条にその精神が書いてございます。第5条につきましては、施設周辺の皆様の生活環境の保全に努めるものということであってございまして、その後、それぞれの排ガス等の規制値とか、データの公表等々のことについて別表に定めた数値で具体的にこのような考え方ですというふうな内容に流れ的には

なっております。第5条については、そのようなことで、全体的な総則的な考え方でございます。

第6条につきましては、排ガス等に法の規制等がございます。それらについて、ふじみ衛生組合のほうでこれは実施計画等でも内容が入っておりますが、自主規制値を定めた内容になっておりまして、別表1ということできょう資料4のほうでつけております。

そして、第7条は、その別表に関する資料の規制値等に関しまして、環境測定及び調査ということについて、その測定の回数だとか調査についてのことが述べてございまして、別表1、別表2、別表3という項目になっておりますが、それを常時測定するのか、定期的に測定するのかというようなことの内容が別表に掲げてございます。

それから、第2項は、その測定回数等のことに関しまして書いてございまして、別表にもそのようなことで掲げてございます。

それから、第8条は、それらのデータの公表のこととでございます。これは今まで私どものほうでも、いろいろなところで関連して説明をしてきておりますが、自主規制値等々につきましては、ここでは三鷹市役所、調布市役所、それから、ふじみ衛生組合という、それぞれのところで常時表示していく。電光掲示板を設置して掲示していくというようなことで、第8条にはうたっております。それから、その他のデータにつきましては、広報及びホームページ等で公表していく。

それから、公表月等々もございまして。年6回というような数値がございまして、そうした数値につきましては、公表月はまた別に定めていきたいというようなことが掲げてございます。

それから、第9条になりますと、交通計画と安全対策ということで、これも別表4に掲げてございまして、その安全対策、交通ルート等掲げておりますが、このような形でやりたいということとでございます。

それでは、その別表の説明をさせていただきます。

資料4ですね。別表のことに関してでございます。別表が別表1、別表2、別表3、別表4とございます。

まず、別表1でございます。別表1につきましては、先ほど申しましたが、第6条の部分で、自主規制値ということとございまして、これは法規制、国等の規制値というのを右の欄に書いてございまして、法規制値がございまして。

その法規制値に対して、それを下回った数値、かなり厳しい数値でございますが、その下回った数値で自主規制値を定めたものでございます。この数値は、すべてその法規制値以下になってございます。その下、測定方法でございます。その自主規制値の測定方法ということになりますが、その項目について、まず、ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素という項目につきましても、もちろん水銀も含めまして大気汚染防止法に定める方法で測定をしていくということで、その方法はと申しますと、この法規制値で測定回数に書いてございますが、6カ月に1回以上という法規制と書いてございます。これは廃棄物処理法に基づくものでございまして、この辺は表のところの法が入り乱れておりますが、大気汚染防止法に定める方法としては、自主測定回数にございますが年6回、そして、自主測定では、連続的に測定をしていくというようなことございまして、ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素につきましても、連続測定をしていくということでございます。そして、年6回というのは、そのうち年6回については、データをとってそれを公表していくという法に基づいた公表でございます。

それから、その下の段のダイオキシンにつきましても、ダイオキシン類対策特別措置法というのがございまして、これに定める方法で行っていきまして、年1回以上というふうに法規制ではなっておりまして、私どもでは年2回やりたいということでございます。

それから、水銀につきましても、大気汚染防止法に定める方法ということで、年6回、これはこのデータをとって公表していくということで、これも同じように連続測定をしていくものでございます。

続きまして、別表の2でございます。別表2、騒音、振動、臭気、排水の基準の設定ということでございます。これはその下の測定方法に書いてございますが、騒音規制法及び振動規制法並びに環境確保条例に定める方法ということでございまして、それらに設定された数値そのものでございます。時間とそれらの数値がここに書いてあるとおりでございます。この中で、これは特にもう前回説明で内容的にはお示しをして、説明したとおりの内容になっております。これについては、実施計画にも定めたとおりでございまして、下に測定方法では、測定回数としては2回行くと、敷地境界で振動、騒音、臭気について行う。排水については、公共下水道などに放流する枡のところで行うということでございます。

続きまして、別表の3、周辺大気環境調査でございます。これにつきましては、前回、最大着地点ではないかと思われるようなところで、今回、環境調査をするということで調布の公園と三鷹の小学校ですか、そちらのほうで行うという形で出しましたが、そういうような場所の設定はまだ書いておりませんが、測定回数については、そのような調査を今後も測定回数としては年2回ぐらい行っていきたいというのが提案でございます、調査項目については、この全部で6項目ということで考えている内容でございます。

続きまして、別表の4でございますが、これは第9条にかかわるところでございます、先ほどいった交通の関係ですね。安全対策も含めまして、それぞれのAゲート、Bゲート、Cゲートというゲートがございますが、これらの3つのゲートからの出入りのことで、上の部分は車両の出入りでございます。そして、下がそれぞれの交通安全対策ということでございます。

A 委員： 5条なのですが、可能な限りという文章は必要ない。私らは環境保全や、環境負荷の低減や、生活環境の保全はこれは不可能だといって、住民要求を拒否されるのは納得できない。可能な限りという文面は要らないのではないか。それが第1点。

2つ目、6条、別表1なのですが、7条の別表1も同様ですが、もう既に東京でも放射能が問題になっているわけでありまして、これは第1章にも戻ることになりますけれども、ガレキ処理の問題を仮に新しい施設が引き受けなければならぬとすれば、そういう心配は余計拡大してくるということになるわけで、そうした意味で、別表に放射能問題も明示してもらいたいと思います。

それから、別表4にDゲートの問題を加えて交通による被害の軽減ができないのかという要望は、私は今でも持っていて、前回は、警察の許可ということでDゲートをあけることができないという説明を受けた記憶がありますが、あのDゲートをあけて、少しでも住民要望にこたえることはできないのかという点を要望として申し上げる。課題として整理いただきたいと思います。

B 委員： 多摩川の焼却場を見たときに、やりますといっても、例えばダイオキシンの測定は1回でいいとかということになっていきますけれども、これは法令上そうだとすることで、何回やるということを決めるんですか。

近隣住民としては、やっぱり多摩川焼却場のように2カ月に一遍、これは

ぜひやってもらわないと困るわけですよ。同時に多摩川、毎月やっているそうですけれども、2カ月に1回が第三者のやるふじみ衛生組合でもなくて、我々住民でもなくて、例えばどこかの管理機関が立ち会いのもとに2カ月に一遍やると、うそをつきませんよという証明にやっていますよという、たしか多摩川焼却場はそう言っています、それが2つですね。ぜひ第三者を入れて立ち会いをやってください。

それと今までも動線の問題で大分私も納得しない。したがって、その議事録に私は、両市長に手紙を出しますということで、実際手紙を出してあります。それはまだはっきりした回答をいただいてませんけれども、いずれそれははっきりさせていただきたいと思っています。

それから、2点目は、そのダイオキシンのこの規制値であるんですけども、規制値でいいということではないと思うのですね。もっと頻繁にやっていただければいいんじゃないかと。それはふじみ衛生組合としては、この規制値、法令はこうだけれども、一体何回やるのだということの一つ明示していただきたいということですよ、3点目ですね。

b 副会長： 先ほどの資料4の一番下から2つ目、法規制では年1回以上とありますが、そこについては、自主測定回数というのが現在のふじみの提案でございまして、その倍の年2回ということでございます。

G 委員： 第三者機関でやらないのかというご質問です。別表1の見方なんですが、例えばこの測定項目のばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素と書いてあります。そこの自主測定回数のところ、年6回及び連続測定と書いてありますね。その年6回というのは、これは第三者機関がやって、きちんと計量証明を出す測定検査なのです。その後の連続測定というのは、これは別に第三者機関ではなくて、ふじみのほうで運転管理上とっているデータということでございます。例えば、その第三者機関がやる時にお立ち会いをしたいということであれば、そういった要望を地元協議会から出していただければというふうに考えているところでございます。

E 委員： まず1つですね、進め方について、第7条の2項に書いてある甲乙協議の上、別に定めるというのは、今回決めないということですか。

G 委員： 今回決めないということではなくて、今回決めるということでございます。

E 委員： とすると、実際にはこれは、別に定めるものではないですよ。この文言では、要するに別途協議になるのかというふうにも読めたので、質問しまし

た。そうでなければ、1つ、全体的なことではぜひともこれは追加していただきたい条項がございます。それは測定結果の評価についてどうするのか、そのことを決めていただきたい。測定はします。しかし、その結果どういうふうなことになったのか。これはその中身については、今ここで説明すると長くなるのですけれども、ぜひそれを検討していただきたい。住民側からも似たような提案があったのではないかと考えていますけれども、趣旨は、環境アセスでこういうふうな、汚染の濃度になりますよということが出ていて、それが操業した後、そのとおりだったのかどうか、または違ったのかどうか、これが後々操業を長く続けるために非常に重要なことだろうと、思うわけですね。これだけの測定をするのであれば、科学的なデータをとって、それを評価する。この評価するということはどこですか、だれがするかということはあると思いますが、そういうことを1つ検討に加えてもらいたい、一条文として加えていただきたいというのが1つです。

それから、具体的なことは、それこそ逐条検討でやらないと難しいと思うんですけれども、別表の件ですけれども、別表1の自主規制値について、これは法で決められている測定項目ですけれども、ぜひとも加えていただきたい項目として、ばいじん中の重金属、有害重金属というのが決められていますので、ばいじん中に重金属が含まれているのか、含まれていないのか、それから、一酸化炭素と二酸化炭素、これは当然設備としては測定していると思うのです。ですから、それもいわゆる規制値ではないかもしれませんが、加えていただきたい。

さらにつけ加えて、昨今の課題である放射能の測定ですね。これも、今、問題じゃないかもしれないけれども、やっぱりそういうことになったときに問題があるといけないから、何年か前のダイオキシンのように、後でそういう問題が出てきたということもあるので、ぜひ加えていただきたいというのが1つです。

それから、その下の測定方法についてですけれども、1番目の項目、ばいじん、いおう酸化物等の自主測定回数というところに、年6回及び連続測定、これはどういうことなのか。それを明確にする必要があると思います。

それから、別表2の、これは騒音、振動、臭気、排水等ですけれども、測定方法で、騒音、振動、臭気について、年2回というのは、これは常識的に考えても、周辺住民からするとおかしな話で、年2回測って、そのとき少な

かったからよかったとかね、高かったから悪かったという評価にならないと思う。こういう振動とか騒音については、または臭気については連続測定器があるはずです。だから、そういうものについては、特に騒音なんていうのは、時間帯によって自主規制値を決めていますけれども、連続測定すれば良いと思う。

それから、敷地境界というところも、これはどこなのか。また何カ所なのか、この辺ももう少し明確にしないと、一般的には、そうかなと思ってるんだけど、騒音を年2回はかってですよ、騒音の問題はありませんでした、そういうものではないと思う。

それから、別表3については、これはそれこそ時間かけて協議しなければいけないのですけれども、測定場所と測定回数ですね。測定場所については、前回、私はちょっと欠席させていただいたのですけれども、事前の測定をしておこうという場所を大体候補が上がったようですけれども、そこを基準にしてやるのかどうかわかりませんが、私の要望としては、最大着地点濃度ができる場所では、測定したほうが良いと思っています。できれば定点観測、常時観測のような形をしたほうが良い。そうでないと、先ほど言いました評価についての問題というか、はっきりわからない。例えば今、測定しようとしている地点がある測定値になったとすると、環境アセスで濃度マップが出ていますね。濃度マップでもって、そうすると最大の着地点濃度はもっとこれだけ高いのかという、そういう解釈をすることをいうことになるのかどうか。

それと測定については、1つつけ加えてもらいたいのは、気候条件です。気候条件、風速とか風向とか、そういうものがあります、これを加えていただきたい。環境アセス、皆さんご存じだと、お読みになっていると思いますけれども、最大着地点濃度が出るというのはある仮定で出しているわけです。頻度的にいうと、この場所は北風ないしは5度ぐらい西に寄った風が一番頻度が多いです。そして、年平均の風速としては1.2メートルが多いから、1.2メートルの風がそういうふうに向かっていると、700メートル先に最大濃度が出ますよというふうに出ている。逆に、測定するとき、違う風が吹いていたと。東風が吹いていたら、これは当然ながら、西のほうに高い濃度が出るわけです。そういう性格の測定値ですので、気象条件をはかった上でやらないで、ただ単に定点観測でやって、これで高かった、低かったとい

うのは、それは誤解を与えることになるだろうというふうに思うので、そういう項目もぜひ入れておきたいと思います。

G 委員： ご意見については承るということで、最終的なまとめの段階でまた議論をしたいと思います。ご質問事項が何点かございましたので、それについて今お答えいたします。

まず1点目でございます。ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素。資料4の1番の表紙のところですけども、この年6回及び連続測定の意味ということですけども、先ほどちょっと申し上げたと思うのですが、年6回のほうは第三者機関が測りまして、きちんと計量証明がつく測定でございます。一方、連続測定といいますのは、ふじみのほうで、焼却場を運転管理するに当たりまして、自主的に運転管理上必要なデータをとるためにとっているもので、これについては、特に計量証明は出ません。そういった違いがございます。

それから、2点目のご質問で、1枚めくっていただいて、騒音、振動、臭気、測定回数、測定場所について、敷地境界といえどどこで、何カ所やるのかというお話ございました。このどこで何カ所というのは、まさしくこの地元協議会の皆様のご意見を踏まえて、決めていきたいと思いますので、具体的に敷地境界のこういった場所でやってほしいというご意見、それから、何カ所ぐらいというご意見ございましたら、ぜひ、この際お聞かせいただければというふうに考えているところでございます。

E 委員： 振動等の測定回数、敷地境界について、今ここでどういう意見か出せと言われても、これはすぐには出ないと思うのです。特に近隣に住まわれている方がどういう意見を出されるかと、そういうことから、これはそれこそこの会議、この席とは別個にでも協議していただきたい。私どもとしては、その近隣の方が一番納得されるような形にするべきだろうというふうに思います。

それから、先ほど大気汚染の測定について、最大着地点濃度が出現する地域周辺でやってもらいたいと言いました。これはコンサルさんが来ていらっしゃるから、あれですけども、あの計算は、地表面でこうなるよというその濃度なのですね。実際、生活する高さというのは、例えば2階の家であれば、大体地表から3メートルぐらいの高さに窓がある。そうすると、3メートルぐらいの高さとか、5メートルぐらいの高さだったらどの場所になるの

かという、単純に計算すると700メートル先で、100メートルの先から出るとすると、大体その10メートル高さなのに70メートル近くなるわけですから、おおよそ、その600から650メートルぐらいのところが一番高くなると。私事ですが、そこに私の家があるわけです。だから私はね、その測定器を例えばポール1つではかれるなら、私の家の庭につくってもらっても構わないとさえ思っている。もし違ったところにつくるのであれば、それはそれで構いませんが、気象条件とかよく考えてください。もう1つ、項目・成分によって濃度は違うんですね。ダイオキシンみたいなものと、それから、重金属のもの、ばいじんというのは違います。また、放射能物質ならもっと遠くまで行くかもしれない、それは違うので、これはあくまでも1つの成分についてそういう着地点濃度を出しているのだから、それはしっかり測定をしてもらいたい。繰り返しになりますが、我々、この大気汚染について測定してもらいたいことは、環境アセスのとおりで大丈夫だったのか、それとももうちょっと違ったことになったのか、これをしっかり検討しておかないと、この場所で、焼却炉を続けてやるということになるかならないかという重要なことなので、これは後で議論することになるんでしょうけれども、要するにこの協定書を何年結ぶかというところにもかかってくるわけです。したがって、その環境の測定をね、どう評価するかというのは、非常に重要な問題だろうと思いますので、ぜひそれは項目にも入れていただきたいし、もっと議論していただきたいというふうに思います。

B 委員： 第2章のところですね、乙は云々と書いてあって、周辺環境と調和した施設の景観に配慮する。景観もちろんそうだけれども、私たちが一番危惧しているのは、ないとは言っているんですけども、スシローにしても、東電にしても、ビクトリア家具店にしても、混雑するときには20台ぐらいずっと入れなくて道路にとまっているわけです。したがって、景観じゃなくて、私は、再三申し上げているのですけれども、なぜDゲートをつぶすんですかと。A、B、C、Dをやれば、1カ所よりも2カ所のほうが早いに決まっているし、入るのも多く入るし、出るのも早く出られる。Dゲートをつぶすことが非常に私たち近隣住民にとっては、構内における渋滞を招き、非常にCO₂も増えるだろうし、したがって、ルートを見ると周回路になっているわけで、故意にやれば何回でもぐるぐる回れるわけです。つまり、構内における待機駐車場に利用できる可能性もある。だから、こういうことを環境だけじ

やなくて、構内における車の渋滞を防ぎ、CO₂その他、環境面が悪影響を及ぼすことを防止するよう配慮してほしい、5条第2項、景観だけではないということをごひ入れてもらいたい。

それと500台ですから、今までのずっと内容を見ますと、500台だから、1分だから、時速10キロで走ると、170メートル1台しかない、そういうことはないと思うんですよ。あそこも歩道には人も通るし、自転車も通るし、車もちろん前にもいるだろうし、そんなに1分1台で入ってくるなんていうのは到底考えられない。それは、どういうシミュレーションをやったのか、ひとつぜひ教えていただきたい。それは不可能であると私は思っている。自分でも走ってみましたら何もなくても、あそこ20秒かかったのですよ。ですから、1分に1台、170メートルの間、何台分いないというような計算は、私は不可能だとそう思います。

したがって、第5条の第2項は景観だけでなく、構内における車の渋滞、混雑、そういうことを防ぐよう最大限に努力する、そういうことをぜひ入れてもらいたい。したがって、別表の4、車両の搬出入、とんでもないことです。これは私としては納得できない、できませんから、もちろんいろいろな場所で、私は、これは容認できませんとはっきり申し上げた、議事録に書いてあるとおりですから、したがって、この表については、私は、私の言ったとおりの方法にやっていただきたいとそう思います。要求をいたしたいと思えます。近隣住民として、そういうことを別表4は十分話し合いをしたいと。

G 委員： 解説させていただきます。Dゲートの件については、ご意見というふうに承ります。

それで、今、500台という、数字が出てきたのですが、おそらく、ふじみに入ってくる搬入車両の台数をB委員がおっしゃったと思うんです。基本的には、可燃の収集車両が1日平均190台、それから、不燃の収集車両が120台、合計310台、これが通常のもです。ビン・缶、粗大ごみも入れて310台です。

500という数字が頭にあったのは、1年間で一番多い日が510台ということ。それは年末・年始とか収集しませんので、2週間分のごみを皆さん出されることとなり、そうすると、ふだん1回で収集できるところが、2回も3回も回らなければいけないので、お正月明けの最初の1週間分のごみのときに、B委員のおっしゃる500台になるということで、ご説明をさ

せていただきます。

B委員のほうで、どのようなシミュレーションを行ったのかというご質問がございましたけれども、これはご質問ですので、お答えさせていただきますけれども、私どもは、過去のデータを用い、1時間ごとにこの時間帯には車が何台入ってくるのか、というのを全部分析いたしました。一番多い時間帯でも1時間当たり60台ぐらいしか入ってこないということもその分析の結果わかりました。それを先ほど言ったとおり、AゲートとBゲートとCゲートにバランスよく振り分けることで、我々としては渋滞は起きないのではないかというふうなシミュレーションの結果を出して、皆様にご公表をさせていただいております。そのときにも申し上げたのですが、万が一シミュレーションの結果どおりにならなくて、渋滞が発生するようなことがあれば、それは実際に運用を開始した時点で、もう一度どのような形で割り振りをすればいいか、渋滞が起きないかというのを再度点検いたしますというふうに申し上げているところでございます。

B 委員： 500台というのは、当時、議論したときの台数が頭にあったものですから。いずれにしても、スシローとか、東電とか、それからビクトリアの家具店、土日とか、特売日になれば、28台もとまっているじゃないですか。

それともう1つ、現在、調布市も盛んにやっていたわけですけど、紙の収集、あれも基地局2つ、吉野清掃で基地局のハンドトーカーで連絡しながら調整してやっているわけですよ。したがって、28台も30台もあったのが、今はそういうことにならない、せいぜい3台か5台ぐらい、そういう調整をやれば、確かに行列はできないかもしれないが、今、搬入搬出は三鷹市と調布市別々にやっているわけですし、ふじみ衛生組合が門のところでコントロールしかできないはずですよ。であれば、業者からすれば、GPSで一番すいている道路、一番早く着く道路、選ぶに決まっていますよ。だから、ああいうように行列ができるわけです。その点はどう考えているんですか。

G 委員： まず、スシロー等の店舗の例が出ましたけれども、スシローの渋滞というのは、結局、駐車場待ちなんです。お寿司を食べたいんだけど、駐車場がもういっぱい入れないから、列ができていて、駐車場があいているときにスシローは渋滞がないです。あくまでもあの渋滞は、駐車場待ちの渋滞です。

一方、ふじみ衛生組合に来る収集車両というのは別に駐車場待ちをするわ

けではなくて、ごみをおろせばすぐに出ていくわけですから、そういった点では、スシローと同様に考えるというのは違うのではないかとと思われます。

B 委員： だけど、続いて入ったら、入らないでしょう。40秒じゃ、入らないよ。

G 委員： そのために計量器も2門あるわけですし、その後、ごみを落とす投入扉も5つ用意してあるわけですから、計算上はそこで渋滞は起きないです。

B 委員： 36秒で出るのですか。

G 委員： 計算上はそれで十分さばける台数だというふうに考えています。

B 委員： そんなことはあり得ないよ。

G 委員： それは実際に運用を見ていただければ、B委員も後ほど、納得いただけるのではないかと思います。それから、ごみの収集車両のピークですけれども、一番多いのは、やっぱり朝の1便なんですね。三鷹も調布も大体、朝8時にごみの収集に一斉スタートしますから、その収集車両が戻ってくるのが大体9時半とか10時、そのぐらいがピークになるかなと思います。そのころになりますと、一般の車の交通渋滞の時間とはずれているというふうには考えております。

2便以降になりますと、同じように収集できないため、ばらけてくるので、そんなに集中することはないというふうに考えているところでございます。

D 委員： 第6条について、別表1に掲げる各項目の自主規制値を遵守をすることになっていますが、なぜ別表1だけなのか、別表2とか3、4も規制値があります。それらは、遵守しないのかという、嫌味を言いたくなります。この表現を、再検討ください。

別表1に違反すれば、これ今日の検討範囲外だけど、第12条に非常に厳しい規制があるわけです。これが遵守するという内容だと思うんです。そうすると、別表2とか3とか4とかについては、規制を外れた場合に、遵守するとも書いてないし、違反したらどうすることも書いてないのは、いかにも片手落ちではないかと思えます。

別表2は、おそらく法律に基づいて書かれているんだと思うので、法律に違反したときにどうするんだというのは、当然、決まっているんだと思う。私、不勉強でわかりませんが、そういうこともきちんと報告してもらいたい。

それから、別表3についていうと、我々も規制値を如何に設定するか、さらに重金属なんかが入ったりしますと、わからなくなっていて、これは実績を見るしかないのかなと思います。とにかく、この第6条の表現はこのま

まの条文ではおかしいと私は思います。

それから、もう1つ、放射能の規制ですが、案があれば示していただきたいと言われましたので、1つの案を申し上げます。まず、放射線を発する物質に関する規則です。それらは、排煙、飛灰、焼却灰、排水だろうと思います。

もう1つは、敷地境界における空間放射線量の値です。これは、東西南北四隅と、施設見学に子供さんたちがよく来るので、バスの駐車場の5か所を、きちんと測定してもらいたい。そういう条文を1条設けていただいて、必要なら別表をつけることを提案させていただきます。

- 委員： 2点ばかりございまして、第1点は、第5条の第2項。先ほど5条の第1項で可能な限り環境負荷というのは、何かご要望ありましてね、可能な限りという文言はいらないだろうということ、これは私も賛成です。

それで第2項で、乙は云々で、できる限り緑地を確保しというふうにありますけど、先ほどのご説明では、敷地が何か2.6ヘクタールで、30%ぐらい緑地にする努力をするというふうに言われましたけど、それだったら、できる限りというのはゼロでもいいのですし、少しの20平方メートルでもいいしということになりますので、2.6ヘクタールの30%なら、それ以内に確保するとか、その辺の文言を入れていただいたほうがいいんじゃないか、これは提案です。

それから、第9条ですね。乙は云々で、掲げる措置を講ずるよう、組織市等に要望すると書いてあります。それでこの実態を見ますと、敷地内の交通関係が、例えば最近のいろいろなニュースで見ますと、人身事故だとか、交通事故だとか、または、歩道を出た場合の市民が被害に遭うとか、いろいろな状態があると思うんです。したがって、この文言の組織市等に要望し、問題、事故が発生した場合には、速やかに対処すると、これは市が対処すると思うんですけどね、それを入れていただけないかと、これは要望でございます。

- E 委員： この第2章については、非常に具体的で、かつ非常に我々にも影響が大きいといえますか、非常に具体的なことなので、願いがあるんですけども、この件については、委員の皆さん中から意見が出たものを踏まえて、次回、修正した別表なり、修正した条文を出してもらいたい。これを先ほどの最初の運営の方法みたいに、6月、7月ごろ、この問題が出たのでは、これは記

憶が薄れてしまうので、この2章については、じっくりやっていただきたい。

それから、今皆さん、熱心に議論しているのが冷めないうちにやってもらいたいということで、お願いですが、具体的な提案を反映した対案のようなものを、次回出して、もう一度議論してもらいたい。これはこの表のスケジュールでいけば、6月、7月ごろになっていて、終わってから出されたのでは勘が狂ってしまうので、それを提案します。

b 副会長： ご意見いただきまして、基本的には通常であれば、その6月ということで正直なところ考えておりました。今、そういうご意見がありましたので、その部分という形、ただ、正直申し上げまして、非常に多岐にわたっておりますので、どういう形で、今回の意見を聞いた上でのものが出せるかどうかというところもこちらのほうでも検討しなければいけません。その辺につきまして、私どももやれるところはやってみたいと思います。

ただ、すべては次回に全部出せるという形にはならない可能性はありますけれども、その点をご了解いただきたいと思います。

F 委員： 先ほども言いましたように、根本的な急所のところというのはきちんと押さえて次のステップいかないと、もう一回戻って、今度は6月に議論したらもう、先ほど委員がおっしゃられたように、あのときのポイント何だったろうかとまた思い出さなければいけないんですよ。だから、後にやるというのは問題を残すんですよね。わきの問題はいいんですけど、肝心かなめのところはきちんと押さえて次のステップへいかなかったら、次のステップの議論だってきちんとできないですよ。土台が固まってないんだからということを私はまず言いたい。

私、あと2点あって、まず1つ、先ほどのDゲートの件に関して、言いますと、何か警察との話し合いでこのように決まったという話のようですが、流入するほうと出ていくほうと一緒のゲートじゃないほうが本来は交通の流れいいはずなんですよ。

それとあと、東八道路の流れをいかにスムーズにするかと、バスも、タクシーも、自家用もみんな走っているわけですから、そういうときに、このDゲートに関係するところに行くと、そのいわゆるCゲートのところにはみんな、入るのも出るのもここに集中する感が否めないわけですよ、あと、Aゲートもありますけど。

そしたら、なるべくだったらDゲートは出るだけとか、Cゲートは入るだ

けと違ってしなかったら、このCゲートのところの通りってそんなに広くはないですね。ここに何か集中するような形になってくると、東八に出るときに、あの信号のところですね、東八がどうしたってメインになるわけですから、東八のほうの信号が長くなるはずなのですね。今でも長いはずです。時間調整の問題になると思います。

車の渋滞というのは、私も仕事上、今そういう交通安全のことやっていますから、よくわかりますが、ちょっとしたタイミングで交通渋滞というのは起きてしまうんですよ。皆さんおわかりのように中央高速なんか、ちょっと坂道でも、トンネルの手前で混むのは、みんな運転者がちょっとしたブレーキ操作、アクセル操作で混んでいるわけですよ。ですから、Dゲートをあけないその妥当な理由は皆さんには理解できないのであれば、流入を速やかにする、出ていくのを速やかにするということにおいては、もう一度そこはご検討いただいたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思うんですね。

それともう1点。ちょっと文言のところでしたつこくて申しわけないんですが、第5条のその文言のところ。先ほど来から出ている文字の使い方の問題ですが、可能な限りとか、景観に配慮し、できる限りのと、文字はきれいなんですけど、それはつき詰めていくとね、何かあやふやになってきてしまうんですよ。だったらそんな文字は飾り言葉だからとってしまって、白か黒かはっきりして、目標値をきちんとはっきり、課題をはっきりするという方向にもっていったほうがお互いに誤解がなくて、何回読んでも文章の言い回しは間違いないで私は済むと思うんです。そのようにお願いしたいと思います。

M 委員：先ほどから出ているゲートのことなんですが、車の出入りをするところというのが多分一番危ない場所だと思うんです。自転車で通っていても、子供が通っても、出入りというのが死角になると思うんです。その出入りを増やすというのは、私はあまり賛成できないかと思います。出入り口というのは、子供を持つ身としては、あんまりたくさんないほうがいいんじゃないかと思うんです。

一番危ない、ミラーがついていても、車の出入りでやっぱり塀とかあったら影になるわけだから、そこが一番危ない部分じゃないかと思うんですけど、その車の流れのことばかりおっしゃってますけど、自転車も通るし、人も通るわけだから、私は出入り口はそんなに増やさないほうがいいのではないかと思うんですけど。

L 委員： 出入りを少なくするという事はなかなか、あそこは不可能だと思いますので、出入り口につきましては、車両はふじみ衛生組合の周辺道路が空ぶかし、この環境という3番目のあれに、いわゆる交通整理員を出入り口に配置するという事は不可能なんですか。そういう検討していただきたいと思えます。

b 副会長： 今、検討、提案事項という形で承らせていただきます。

会 長： 事務局に、先ほど出た意見に対しまして、データをまとめていただけるようお願いしたいと思えます。次回に出せるかどうかも含めまして、お願いしたいと思えます。

時間もかなり過ぎておりまして、この辺で今回、第2章、途中ではありますけど、時間が過ぎていってしまうということもありますので、その他のほうに移らせていただければなと思えますが、いかがでしょうか。

A 委員： 1つだけ要望。既に出されていますから、事務局はそういう努力をしていただけたらと思うんですが、課題が相当明らかになりました。それについてどのように修正するのかという、修正案の提案はやっぱり早くほしい。これでいくと6月からなんですけど、6月には全体が出てくるのか、何が出てくるのか、少なくともその程度はわかったら、次回までにやっていただきたい。論議が滞っているというのは、失礼ですが明確な答弁がないからという部分もないわけではない。そこのところがきちんとされれば次にね、どんどんいくと思うので、要望としてそのことをお願いしておきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

K 委員： 例えば条文のつけ方なんですけれども、第2条の2とか、第2条の3とかというのが、その第1章のほうなんですけれども、たくさんあります。これは全部がフィックスした段階で、1条、2条、3条ということで、通し番号で当然いくんでしょうね。

b 副会長： 当然、全部固まったところで、全部1条から通し番号で振り直します。

F 委員： この議論がね、このスケジュールでいくと6月からになるわけですよ。事務局側にはお願いしたいのは、今、議論したこと、それから、前回の12月も議論したところ、課題としてそれはちゃんとストックしておきますって先ほど、a副会長のほうからお話ありましたけど、ならばそれを書面で残して、これはまだ議論中だけれども、これは残っていますよということをみんなが見られるような状態にしてほしい。これは今、1時間も議論したやつをね、

みんなそれぞれメモっているけれども、6月になって全部は多分思い出せないと思うんです。だから、それを議事録と一緒に議論した要点はこうでしたと、これについてまだ結論は出てませんということをあわせて議事録につけてほしいと思います。

b 副会長： 貴重なご意見いただきました。きょう言っていたのは、それを課題点を整理するというのがまさに今のお話だと思いますので、それについては、きょういただいた部分について、課題点を整理したものを原則、次回の会議でお示しをすると、そのような形で考えております。

K 委員： 普通の会議は、この問題があつて、議論が出たところは検討をして、次回の会議のときに事務局なら事務局が普通は提案して、それで議論していくんですよ。そうして、それがこういうふうはどうしてお考えになったかというのは、ちょっとわからないんですけれども、それで、次回に今回出た課題をきちんとして、それができてから次の章に移動すると、そうしていくのが議論なんだと思うんですよ。そうしていついていただきたいと思うんですけど、きょうの皆さんのいろいろ出た課題がたくさんあるんですけれども、その文言のところはできるかと思うんです。その文言を訂正する、修正するのに調べたり、調査だとかということはあるかと思うんですけれども、ないところもありますし、できるところもあるし、ここはこういう理由でできなかったから、その次というふうにきちんとおっしゃっていただければ、皆さんも納得されるんじゃないかと思うんですね。

P 委員： 17回地元協議会の資料7というのに、ごみの処理の相互支援というのがあるんですけど、これは変更したところは赤字で書いて、やりましたよというのをいただいているんです。だから、今回もそんなに難しいことないと思うんで、ここのところはこういうふうに直しましたよって、赤で表示してくださると、次にどんどん進んでいけるかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

b 副会長： おっしゃるとおり、変わったところがあれば、そういう形で当然表示はいたしますが、今回は前回と変わったところがなかったものですから、その形になっていたというものでございます。

F 委員： 会議の進行の仕方を変えるからこういう話になっていく。問題を残しておいて整理しないで、次のステップにいきましょうと言っているようなものなんです。事務局側のほうでね、前回問題になったところをきちんと答えて、

10個あったら、10個のうち8個はこのようにいたします、2個については、いろいろこういう課題があるから、これについてはペンディングにさせていただきますと、次回までに調べて何とかしますと言って整理すればいいやつを、全体がぼやけているものだから今みたいな話に戻ってきてしまうでしょう。

だから、私が最初に、ちょっとおかしいんじゃないかと思ったのは、そこに戻ってきてしまうんですよ。きちんと答えていないんです。結論出してないで前に進むというからおかしくなるんだよ。はっきりしなかったら、時間かかるとかって、だから、こういう対応の仕方をするから、このスケジュール表がね、もうおしまいが決まっているんじゃないのという疑いがあるんですよ。そうじゃないと思いますよ、一生懸命やってくれているんだろうと思うんだけど、そういうふうにもとれるでしょうということをお願いなんです。やることはきちんとやって、問題点をはっきりさせて、にっちもさっちもいかない問題、にっちもさっちもいきませんで、ホワイトボードにも書けばいいじゃないですか。何が問題で、何が解決済みなのかははっきりしないで次の課題に行こうなんてとんでもない、これ、2月ないんだから、次回は3月ですよ、もう、3月になったら思い出せないよ、こんな議論なんか。

E 委員： 今、F委員がおっしゃったことに尽きると思うんですが、少なくとも前回と今回の章についてのところについては、次回もう一回しっかり出して議論しませんか。また、要するに問題点を整理するのではなくて、対案みたいなものを出して、それに対してどうするかというのをもう一度議論しませんか。それをやるのであれば、見学会なんかやめていいですから。その時間をつくってとことんやったらいいじゃないですか、時間が足りないのであればね。2月にでも、または別個でも、そういう日を設けてやってもいいじゃないですか。それともね、最初に書かれたように別途協議みたいな形で、何か小委員会でもつくってやるなら、それはまた別ですよ。こういう形でやるんでしたらね、やっぱり次回、もう一回このところ整理しませんか。よろしくお願いします。

D 委員： 見学会をやめても、この議論をすべきだというのは賛成です。

F 委員： 順序入れかえよう、見学会、後でいいよ。

b 副会長： 見学会というのはまた別に必要なものだと考えておりますので、ただこの議論についての回数については、この回数で限度というものではありません

ので、もちろん追加して回数を開くということは、もちろん可能でございます。

それで1つ、きょう出していただいた問題、課題点については、次回きちんと整理をさせていただいて、こういう課題点がありますよというふうに出させていただきます。

それが当初の考え方でございますので、そういうような形での提案をさせていただいたつもりでございますので、そのようにさせていただくと。もちろんきょうの中で、すぐ答えられる部分というのは確かに幾つかあるかと思えます。そういうようなものについては、できる限りそこで答えていきたい。ただ、すぐ答えられない部分については、最終的な協議のところ、それは先ほどのルール、考え方によって、そこで数回にわたりまして熱心に議論をしていただきながら協議していくと、そういう形を考えております。その点で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

F 委員： もう見学のほうは予約もしたんでしょうから、それを不履行にできないんでしょうけど、建設工事現場ってこのことですよ。その予定日を変更して、もう工事は肅々と多分進むのでしょうから、こちらのほうはこの議論をきちんと固めるという意味で、この建設工事現場見学予定日を、きょうの決まらなかったことを臨時で地元協議会を開催するというふうに改めることを私は提案します。

G 委員： 地元協議会の回数を増やすということは否定しません。ただ、この建設現場の工事見学会というのは、この地元協議会に対してのみ行うものではなくて、広く市民、全市民に対して行うもので、広報等も出ることになっていますので、そこはちょっとご理解いただきたいと思ひます。

F 委員： だったら、別に日を設ければいいじゃないですか。現場見学会は予定どおりやって、地元協議会を2月にやりましょう、というのが私の意見です。

会 長： こちらでまた検討させていただきます。

4 その他

(1) その他報告

- ・新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

会 長： その他に移らせていただきます。その他、工事の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

H 委員： 本日、パワーポイントを用意していたんですけども、時間が押しているため、それは使いません。先ほど机上配付した「新ごみ処理施設建設ニュース」、1月号ですね、この裏面に工事の現場の写真が載っております。前回と変わったところ、前回、進捗率は40%というお話をしておりましたが、きょうの段階で進捗率は約46%まで上がってきています。前回と大きく変わったところは、この写真の一番左側、プラットフォームのところが随分壁ができ上がってきていまして、あちらこちらに仕上げ用の足場が上がってきたと。それから、煙突、この内筒の工事を進めておりますよというお話だったものが、もうほぼあしたぐらいで内筒の工事が終わります。煙突につきましては、次の6月ぐらいになりまして、今度は塗装工事に入ると、一番頂上からゴンドラをつりまして、人がそこに乗って、ローラーで塗装をしていくと、そのような工事が残っているということですね。あとは大物の機器が入りまして、ほぼ完了形に近い形になってきたというところでございます。

・第2回新ごみ処理施設建設工事現場見学会について

H 委員： 続きまして、建設工事の現場見学会についてということで、今度は建設ニュースの表面をごらんください。建設工事見学会というふうに書かせていただいていますけれども、開催日が2月26日の日曜日、工事が完全にお休みの日になりますので、ふだん入れないところへ皆さんをご案内できます。開催時間ですけれども、1回目が午前10時から11時、2回目が午後の2時から3時と、約1時間程度の見学会になります。第1回工事見学会を6月5日に実施をいたしまして、このときは、63名参加されたんですけども、今回は機器がほぼ大物が入ってきて、ちょうどいい機会かなというふうに思っております。

申し込みの方法ですけれども、電話、葉書、ファックス、メール、それに住所、氏名、電話番号、希望の回、午前の部か午後の部かということと、参加人数をお知らせくださいということです。受付期間については、ここに書いてあるとおりでございます。以上です。

L 委員： 要望なのですが、この条文の文面に、できる限りとか、可能な限りとかという言葉をね、使いますと、皆さん、疑心暗鬼になっちゃうんで、そういう言葉は極力使わないほうがいいと思うんです。

a 副会長： きょうは新しい方式で、一応議論させていただきまして、結果いろいろな議論が出てきましたので、今回の進め方について、会長、副会長にゆだねさ

せていただいた結果を踏まえて、事務局と会長、副会長の間で、きょうの問題について議論を考えて、話し合いをしてみたいと思っております。

それで、先ほどF委員から提案がございましたけれども、2月にやることはやぶさかではないというG委員のお声もあったので、もしそういうことになった場合は、万障お繰り合わせの上で、やはり議論は熱いうちにやらなければならないと思いますので、そういうことも念頭に置きながら、ご出席のほうよろしくひとつお願いいたします。

(2) 次回日程

会 長 : 次回日程については、正副会長、事務局のほうで検討させていただきまして、ご通知をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

会 長 : ありがとうございます。きょうはどうもお疲れさまでございました。これにて閉会とさせていただきます。

20時35分 散会